

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月12日学長裁定)

旭川医科大学経理細則の一部を改正する細則

旭川医科大学経理細則（平成27年12月9日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後			現行		
第1条～第2条（略） （勘定科目） 第3条 会計規程第5条に定める勘定科目は、別表1のとおりとする。 第4条～第31条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は、令和5年9月12日から施行し、改正後の別表1は令和5年4月1日から適用する。</u> 別表1（第3条関係） 資産・負債の部			第1条～第2条（略） （勘定科目） 第3条 会計規程第5条に定める勘定科目は、別表1のとおりとする。 第4条～第31条（略） 別表1（第3条関係） 資産・負債の部		
勘定科目			勘定科目		
資産の部	(略)	(略)	資産の部	(略)	(略)
負債の部	固定負債	(削除)	負債の部	固定負債	<u>資産見返運営費交付金等（交付金）</u>
		(削除)			<u>資産見返運営費交付金等（授業料）</u>
		(削除)			<u>資産見返補助金等</u>
		(削除)			<u>資産見返寄附金</u>
		(削除)			<u>資産見返物品受贈額</u>

		(削除)
		(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

損益の部

勘定科目			
費用	(略)	(略)	(略)
収益	経常収益	(略)	(略)
		雑益	(略)
		(削除)	(削除)
			(削除)
臨時損失			(略)
臨時利益			固定資産売却益
			徴収不能引当金戻入益—臨時
			(削除)
			(削除)

		建設仮勘定見返運営費交付金等
		建設仮勘定見返施設費
		建設仮勘定見返補助金等
		知的財産権仮勘定見返運営費交付金等
		知的財産権仮勘定見返補助金等
		知的財産権仮勘定見返寄附金
		(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

損益の部

勘定科目					
費用	(略)	(略)	(略)		
収益	経常収益	(略)	(略)		
		雑益	(略)		
		資産見返戻入	資産見返運営費交付金等戻入（交付金） <u>経常</u>		
			資産見返運営交付金等戻入（授業料） <u>—経常</u>		
			資産見返補助金戻入— <u>経常</u>		
			資産見返寄附金戻入— <u>経常</u>		
			資産見返物品受領額戻入— <u>経常</u>		
		臨時損失			(略)
		臨時利益			固定資産売却益
徴収不能引当金戻入益—臨時					
資産見返運営費交付金等戻入（交付金） <u>臨時</u>					
資産見返運営費交付金等戻入（授業料） <u>臨時</u>					

	(削除)
	(削除)
	(削除)
	(略)
(略)	(略)

別表2～別表3 (略)

【改正理由】

国立大学法人会計基準改正への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

	資産見返補助金等戻入一臨時
	資産見返寄附金戻入一臨時
	資産見返物品受贈額戻入一臨時
	(略)
(略)	(略)

別表2～別表3 (略)